

I. はじめに

1. 点検評価の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（以下「地教行法」という。）において、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出し公表することが義務付けられています。

本報告書は、地教行法第26条の規定に基づき、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たしていくため、事務事業の取組状況や成果を取りまとめ、それを踏まえ課題と事業の方向性について検証し、その結果を報告するものです。

2. 点検評価の対象及び方法

本市教育委員会では、平成26年3月に「宇治市教育振興基本計画」（計画期間：平成26～令和3年度）を策定しました。この計画は、市政の最上位計画である「宇治市第5次総合計画」（計画期間：平成23～令和3年度）の教育分野の計画に位置付けられるもので、教育委員会、学校、行政組織が取り組む教育指針となるものです。計画は、3つの基本目標のもとに14の施策から構成されており、これらに基づき令和3年度に実施した事務事業のうち、主な102事務事業の取組実績や、効果、課題等について自己評価しました。

また、地教行法第26条の規定により、点検及び評価を行うにあたっては、学識経験者の知見の活用を図ることとされており、報告書の作成に当たり、外部の有識者から意見を求めました。その際には、個々の事務事業だけでなく総合計画・教育振興基本計画の施策体系を視野に入れ、課題や今後の方向性などについて総括的な所見や助言を意見書としてまとめていただきました。

なお、令和3年度に「宇治市教育振興基本計画」の計画期間が満了を迎えることから、これからの時代にふさわしい本市の教育施策の指針となる「第2次宇治市教育振興基本計画」（計画期間：令和4～15年度）を策定しました。来年度に報告する令和4年度実施事業からは、新計画に基づいて点検評価を行います。